



# 島根県報

令和4年1月21日（金）

第 279 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則	（農 業 経 営 課）	2
島根県立農業研修館条例施行規則の一部を改正する規則	（       "      ）	2
島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（       "      ）	3

### 【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	3
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	4
保安林の指定（2件）	（       "      ）	6
保安林の指定の解除（2件）	（       "      ）	7
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（       "      ）	7
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	8
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	9

### 【公 告】

都市計画の決定案の縦覧	（都 市 計 画 課）	9
-------------	-------------	---

### 【特定調達公告】

畜産技術センターにおけるミルクパラーの改修に係る随意契約の相手方等	（農 畜 産 課）	10
出雲工業高等学校5軸マシニングセンタシステムの購入に係る一般競争入札の落札者等	（教 育 施 設 課）	10

### 【選管規程】

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程		11
----------------------	--	----

### 【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		11
衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数の一部改正		11

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則（規則第8号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第3号・様式第5号—様式第8号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県立農業研修館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号・様式第4号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第10号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号—様式第5号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第8号

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号から様式第8号までの様式中「@」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県立農林大学校学則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立農業研修館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第9号

島根県立農業研修館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立農業研修館条例施行規則（昭和57年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊤」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県立農業研修館条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第10号

島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則

島根県立農林大学校奨学金貸与規則（昭和60年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「申 請 者 住 所  
氏 名

を 「申 請 者 住 所  
氏 名

㊤」

に改める。

」

様式第3号から様式第5号までの様式中「㊤」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県立農林大学校奨学金貸与規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告 示

#### 島根県告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市富山町西部土地改良区

- 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

矢田 秀樹 大田市富山町山中1544番地

幸村 義彦 大田市富山町山中1441番地

林 良二 大田市富山町山中1821番地

白石 達也 大田市富山町山中720番地 1  
小林 孝幸 大田市富山町山中2465番地 1  
和田 栄司 大田市富山町山中27番地 3  
水瀧真光人 大田市富山町山中205番地 1  
大野 秀穂 大田市富山町神原461番地  
和田 浩 大田市富山町神原609番地 1  
中山 主税 大田市富山町神原552番地 1  
鳥笥尾輝男 大田市富山町神原337番地  
錦織 猛志 大田市富山町神原289番地

**監事**

藤原 浩 大田市富山町山中2142番地 1  
白石 勝 大田市富山町山中668番地  
土山 和博 大田市富山町神原748番地  
和田 勝 大田市富山町山中75番地

**2 就任年月日**

令和3年4月1日

**3 退任した役員の氏名及び住所****理事**

小林 昌次 大田市富山町山中1594番地 1  
幸村 義彦 大田市富山町山中1441番地  
林 良二 大田市富山町山中1821番地  
石橋 和則 大田市富山町山中835番地  
岩崎 義徳 大田市富山町山中460番地 1  
和田 栄司 大田市富山町山中27番地 3  
水瀧真光人 大田市富山町山中205番地 1  
和田 晃 大田市富山町神原612番地  
大野 秀穂 大田市富山町神原461番地  
和田 稔己 大田市富山町神原477番地 1  
石田 俊文 大田市富山町神原424番地  
錦織 里志 大田市富山町神原291番地

**監事**

藤原 浩 大田市富山町山中2142番地 1  
白石 勝 大田市富山町山中668番地  
土山 和博 大田市富山町神原748番地  
和田 勝 大田市富山町山中75番地

**島根県告示第27号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 島根県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林の所在場所

浜田市宇津井町479-3、479-5、479-6、479-9、479-10、486、487、493-1、521、555、854-3、854-4、854-6

#### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 島根県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林の所在場所

浜田市高佐町847から850まで、847-内1、848-1、848-2、859、859-内1、860、3588から3590まで

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高佐町847・847-内1・848-1・848-2・849・850・859・3588・3589（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、848

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 島根県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
江津市桜江町鹿賀793-25
- 2 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

### 島根県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町原田本谷968-32から968-34まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

### 島根県告示第32号

令和3年島根県告示第700号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

---

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市三階町398-3、2104-2	岡原 孝
浜田市三階町2246-4、2246-5	林弥 重一

### 島根県告示第33号

令和3年島根県告示第581号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町高田1250-1、1254	若槻 宇三郎
仁多郡奥出雲町高田1258、1472、1472-1から1472-4まで、 1472-内6、1472-内8から1472-内10まで	藤原 賢一
仁多郡奥出雲町高田1263-16	藤原 耕一
仁多郡奥出雲町高田1263-18	藤原 鶴三郎
	吉川 光義
	若槻 惣市
	若槻 芳美
仁多郡奥出雲町高田1263-5、1263-14	桑原 千里
	桑原 信昭
	桑原 浩昭
仁多郡奥出雲町高田1472-1から1472-4まで、1472-内6、 1472-内8から1472-内10まで	藤原 勇造
仁多郡奥出雲町高田1472-内10	青木 伴之助
	杠 金太郎
	杠 熊太郎
	植田 源太郎
	藤原 徳藏
仁多郡奥出雲町高田1479-6	赤名 吾市
仁多郡奥出雲町高田1480	赤名 芳江

### 島根県告示第34号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

大田市仁摩町仁万1449-5 山根芳弘

〃 宅野44-1 越堂功

〃 馬路213 伊藤一好

## (2) 加入区

仁摩町加入区

## (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

## (2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

---

**島根県告示第35号**

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和4年1月21日から施行する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

表益田市の項中「第114号の」を「第111号及び第114号の」に改め、「第112号、第311号」の次に「第313号」を加え、「第213号」を「第114号、第213号」に、「第611号及び第613号」を「第513号、第611号、第613号及び第616号」に改め、「第111号、第113号」の次に「第115号」を、「第216号、第311号」の次に「第411号」を加える。

---

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 都市計画の種類

奥出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を定める土地の区域

仁多及び横田都市計画区域の全域

## 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び奥出雲町建設課

## 4 縦覧期間

令和4年1月21日から同年2月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
ミルキングパーラーの改修 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県農林水産部農畜産課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年12月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社チクケン 代表取締役 山本 隆司 島根県出雲市西林木町225番地2
- 5 随意契約に係る契約金額  
54,890,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年1月21日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 件名及び数量  
出雲工業高等学校5軸マシニングセンタシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和3年11月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
協同組合島根県鐵工会 代表理事 児玉 泰州 島根県松江市西津田一丁目9番50号
- 5 落札金額  
61,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日

令和 3 年 10 月 15 日

**選 挙 管 理 委 員 会 規 程**

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 1 月 21 日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

**島根県選挙管理委員会規程第 1 号**

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和28年島根県選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第29条第 2 項中「前条第 2 項」を「前条」に改める。

第38号様式（その 1）及び（その 2）中「生年月日」を「年齢」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第 3 号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

令和 4 年 1 月 21 日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
山崎病院	江津市江津町813番地 1	令和 4 年 1 月 12 日

**島根県選挙管理委員会告示第 4 号**

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（平成23年島根県選挙管理委員会告示第67号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 月 21 日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

表中の「日本海テレビジョン放送株式会社」を「株式会社山陰放送」に改める。